

# 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

## 公安委員会

○宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

## 公安委員会

### ○宮城県公安委員会規則第4号

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月8日

宮城県公安委員会委員長 森山 博

### 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

宮城県警察組織規則(昭和37年宮城県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) (略) (8) 部長等 第17条第1項の規定により置く各部長、 <u>        </u> 首席監察官、組織犯罪対策局長、サイバーセキュリティ統括官及び参事官をいう。	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) (略) (8) 部長等 第17条第1項の規定により置く各部長、 <u>        </u> 参事官兼首席監察官、組織犯罪対策局長、サイバーセキュリティ統括官及び参事官をいう。
(課等の設置) 第3条 (略)	(課等の設置) 第3条 (略)

- 2・3 (略)
- 4 警察本部の次表左欄に掲げる課等に、当該右欄に掲げる組織を置く。

課 等	組	織
(略)	(略)	(略)
警 務 課	宮城県警察犯罪被害者支援室	
(略)		

- 5・6 (略)
- 第3条の2・第4条 (略)  
(総務部の課等の所掌事務)
- 第5条 総務部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
- 総務課

――

- (1) 宮城県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の庶務に関すること。
- (2) 機密に関すること。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- (5) 部の事務の総合調整に関すること。
- (6)～(15) (略)
- 会計課～留置管理課 (略)  
(警務部の課等の所掌事務)
- 第5条の2 警務部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
- 警務課
- (1) 所管行政に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

- (2) 警察職員の人事に関すること。
- (3) 警察職員の退職管理に関すること。
- (4) 警察職員の募集及び試験に関すること。
- (5) 県警察の組織及び警察職員の定員に関すること。

- 2・3 (略)
- 4 警察本部の次表左欄に掲げる課等に、当該右欄に掲げる組織を置く。

課 等	組	織
(略)	(略)	(略)
警 務 課	宮城県警察犯罪被害者支援室	
	宮城県警察(仮称)若林警察署準備室	
(略)		

- 5・6 (略)
- 第3条の2・第4条 (略)  
(総務部の課等の所掌事務)
- 第5条 総務部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
- 総務課
- (1) 所管行政に関する総合調整に関すること。

――

- (2) 宮城県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の庶務に関すること。
- (3) 機密に関すること。
- (4) 公印の管守に関すること。
- (5) 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- (6)～(15) (略)
- 会計課～留置管理課 (略)  
(警務部の課等の所掌事務)
- 第5条の2 警務部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
- 警務課
- (1) 所管行政に関する企画及び立案――に関すること。

- (2) 警察職員の人事に関すること。
- (3) 警察職員の退職管理に関すること。
- (4) 警察職員の募集及び試験に関すること。
- (5) 県警察の組織及び警察職員の定員に関すること。
- (6)

すること。

(6) 警察職員の勤務制度に関する事

(7) 警察職員の非常招集に関する事

(8) 国際関係事務のうち他の課等の所掌に属しないものの企画及び立案並びに調整に関する事

(9) 警察職員の給与に関する事

(10) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事

(11) 所管行政に係る犯罪被害者支援(犯罪の被害者又はその遺族の被害の回復又は軽減を図るとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することをいう。)に関する事

(12) 犯罪被害者等給付金に関する事

(13) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第3条第1項に規定する給付金に関する事

(14) 国外犯罪被害者等給付金の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第3条に規定する国外犯罪被害者等給付金に関する事

(15) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課等の所掌に属しないこと

(16) 総合企画室及び犯罪被害者支援室の運営に関する事

教養課～厚生課 (略)  
(生活安全部の課等の所掌事務)

第6条 生活安全部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

生活安全企画課 (1)～(9) (略)  
(10) 古物営業法(昭和24年法律第108号)の施行に関する事(生活環境課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属するものを除く。)

(11)～(15) (略)  
県民安全対策課～生活環境課 (略)  
サイバー犯罪対策課

すること。

(7) 警察職員の勤務制度に関する事

(8) 警察職員の非常招集に関する事

(9) 国際関係事務のうち他の課等の所掌に属しないものの企画及び立案並びに調整に関する事

(10) 警察職員の給与に関する事

(11) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事

(12) 所管行政に係る犯罪被害者支援(犯罪の被害者又はその遺族の被害の回復又は軽減を図るとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することをいう。)に関する事

(13) 犯罪被害者等給付金に関する事

(14) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第3条第1項に規定する給付金に関する事

(15) 国外犯罪被害者等給付金の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第3条に規定する国外犯罪被害者等給付金に関する事

(16) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課等の所掌に属しないこと

(17) 総合企画室、犯罪被害者支援室及び(仮称)若林警察署準備室の運営に関する事

教養課～厚生課 (略)  
(生活安全部の課等の所掌事務)

第6条 生活安全部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

生活安全企画課 (1)～(9) (略)  
(10) 古物営業法(昭和24年法律第108号)の施行に関する事(生活環境課の所掌に属するものを除く。)

(11)～(15) (略)  
県民安全対策課～生活環境課 (略)  
サイバー犯罪対策課

(1)～(6) (略)

(7) 古物営業法の施行に関する事(古物鑑りあつせん業に関する事に限る。)

第6条の2～第16条 (略)  
(警察本部の職及び職務)

第17条 警察本部の組織に置く警察官の職、その職務及びその職に充てる警察官の階級は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

組 織	職	職 務	階 級
部	総務部長	(略)	警視長、一警視又は警視正
	生活安全部長		
部	地域部長	(略)	一視正又は警視
	刑事部長		
部	交通部長	(略)	警視
	警備部長		
警務部	参事官	(略)	警視正
	首席監察官		

(略)

警務課長の命を受け、職員の人事、採用業務に関する事務を掌理し、警務課長を補佐する。ただし、警務部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、警務部長を補佐する。

人事調査官

警務課	
-----	--

(1)～(6) (略)

第6条の2～第16条 (略)  
(警察本部の職及び職務)

第17条 警察本部の組織に置く警察官の職、その職務及びその職に充てる警察官の階級は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

組 織	職	職 務	階 級
部	_____	(略)	警視長又は警視正
	_____		
部	_____	(略)	警視正
	_____		
警務部	参事官兼首席監察官	(略)	警視正
	_____		

(略)

警務課長の命を受け、職員の人事、採用業務のうち、特に人事に関する事務を掌理し、警務課長を補佐する。ただし、警務部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、警務部長を補佐する。

人事調査官

警務課	警務課長の命を受け、職員の人事、採用業務に関する事務を掌理し、警務課長を補佐する。
-----	---

警視	(略)	(略)	人事・採用業務のうち、特に採用及び退職管理に関する事務を管理し、警務課長を補佐する。ただし、警務部長から特に命ぜられた場合は、その事務を管理し、警務部長を補佐する。
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
サイバ ー犯罪 対策課	(略)	採用調査 官	警視

警視	(略)	地域課長の命を受け、雑踏警備対策等に関する事務を管理し、地域課長を補佐する。ただし、地域部長から特に命ぜられた場合は、その事務を管理し、地域部長を補佐する。	警視
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
サイバ ー犯罪 対策課	地域課 雄踏警備 対策官	総務課 秘書官	警視 又は 警部

総務課	秘書官	事務を整理し、 総務課長を補佐 する。	警部
(略)	(略)	地域課長の命を受け、地域警備の指導及び監督に関する事務を整理し、地域課長を補佐する。	
地域課	地域指導 官		

(略)	(略)	警部
(略)	(略)	
(略)	(略)	

2 第3条第4項に規定する組織のうち、宮城県警察少年事件特別捜査隊、宮城県警察航空隊、宮城県警察性犯罪特別捜査隊、宮城県警察機動鑑識隊及び宮城県警察暴力特別捜査隊に隊長を、宮城県警察公安委員会補佐室、宮城県警察取調へ監督室、宮城県警察監査室、宮城県警察総合企画室、宮城県警察犯罪被害者支援室、宮城県警察総務室、宮城県警察術科指導室、宮城県警察松務室、宮城県警察地域指導室、宮城県警察情報分析支援室、宮城県警察特殊詐欺対策室、宮城県警察交通事故総合分析室、宮城県警察災害対策室及び宮城県警察国際テロリズム対策室に室長を、宮城県警察通訳センター、宮城県警察交通反則通告センター、宮城県警察石巻運転免許センター、宮城県警察古川運転免許センター及び宮城県警察仙南運転免許センターに所長を置き、それぞれ警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

2 第3条第4項に規定する組織のうち、宮城県警察少年事件特別捜査隊、宮城県警察航空隊、宮城県警察性犯罪特別捜査隊、宮城県警察機動鑑識隊及び宮城県警察暴力特別捜査隊に隊長を、宮城県警察公安委員会補佐室、宮城県警察取調へ監督室、宮城県警察監査室、宮城県警察総合企画室、宮城県警察犯罪被害者支援室、宮城県警察(仮称)若林警察署準備室、宮城県警察術科指導室、宮城県警察松務室、宮城県警察地域指導室、宮城県警察情報分析支援室、宮城県警察特殊詐欺対策室、宮城県警察交通事故総合分析室、宮城県警察災害対策室及び宮城県警察国際テロリズム対策室に室長を、宮城県警察通訳センター、宮城県警察交通反則通告センター、宮城県警察石巻運転免許センター、宮城県警察古川運転免許センター及び宮城県警察仙南運転免許センターに所長を置き、それぞれ警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

3～5 (略)

6 警察本部の組織に置く警察官以外の職員は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

組織	職	職	務	職員

3～5 (略)

6 警察本部の組織に置く警察官以外の職員は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

組織	職	職	務	職員

総務課長の命を受け、本部長の秘書に関する事務を整理し、総務課長を補佐する。	警視
---------------------------------------	----

総務課長の命を受け、本部長の秘書に関する事務を整理し、総務課長を補佐する。	警視 又は 警部
---------------------------------------	----------------

(略)		会計課長の命を受け、課の所掌に係る出納事務及び監査事務についての専門的な調査、研究及び指導を行うとともにこれらの事務を掌理し、会計課長を補佐する。ただし、総務部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、総務部長を補佐する。	会計課 会計調査官
(略)		警務課長の命を受け、重要な警察運営の企画調査及び総合調整に関する事務を掌理し、警務課長を補佐する。ただし、警務部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、警務部長を補佐する。	警務課 企画調査官
(略)			
課等	(略)		

(略)		会計課長の命を受け、課の所掌に係る予算事務及び調度事務についての専門的な調査、研究及び指導を行うとともにこれらの事務を掌理し、会計課長を補佐する。ただし、総務部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、総務部長を補佐する。	会計課 会計調査官
(略)		警務課長の命を受け、重要な警察運営の企画調査及び総合調整に関する事務を掌理し、警務課長を補佐する。ただし、警務部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、警務部長を補佐する。	警務課 —
(略)			
課等	(略)	警務課長の命を受け、犯罪被害者支援及び犯罪被害者等の臨	

(略)	警務課 心理専門 官	床心理に係る重要又は高度な事務を整理し、警務課長を補佐する。
(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。  
(宮城県警察国有物品管理規則の一部改正)
- 宮城県警察国有物品管理規則(昭和39年宮城県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(物品出納員及び物品出納員代理) 第3条 (略)	(物品出納員及び物品出納員代理) 第3条 (略)
2 物品出納員は、総務部会計課長の職にある者を、物品出納員代理は総務部会計課管理官_____の職にある者をもって充てる。	2 物品出納員は、総務部会計課長の職にある者を、物品出納員代理は総務部会計課の管理官又は次長の職にある者をもって充てる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。